

校則について

高校生としての自覚を！

高等学校は義務教育ではありません。生徒諸君は、社会人ともなれる立場でありながら高校生を選択して本校に入学してきたわけですので、高校としての本分をわきまえ、本校の校則を守ることが義務となります。

生徒諸君が今なすべきことは勉強です。本校で各科専門の技術や一般知識を身につけて立派な技術者として本校を巣立つんだという強い目的意識を持って日々の高校生活を送って欲しいと思います。また、勉強と同時に成長期の高校時代にはぜひ部活動にも励んで。現在、社会が強く求めている「協調性」・「責任感」などを養って欲しいと思います。

とにかく文武両道に率直な気持ちで積極的に取り組んで下さい。充実した高校生活を送れるかどうかは諸君の努力次第です。「努力なくして勝利なし！」です。

生徒諸君には、「高校生として、どうあるべきか…?」、「今、何をすべきか…?」ということを常に考えた自覚ある行動を強く望みます。

次に、保護者の皆様をお願いいたします。本校といたしましては、皆様のお子様をお預かりしました以上、学業・しつけ面共に厳しく指導していきます。時には、厳しすぎると感じられる時があるかも知れませんが、それもお子様が高校生活の中で挫折するような事がないためだとうご理解をいただきますようお願い申し上げます。

特に、次の三点を強くお願いいたします。

- ・ 基本的生活習慣の確立（遅刻・欠席が学業の遅れ・生活の乱れとなる）
- ・ ご家庭での日常生活への注意（服装・頭髪・喫煙・交友関係・夜間外出など）
- ・ バイクの免許取得の厳禁（三ナイ運動＝免許を取らナイ、乗らナイ、買わナイ）

生徒という立場はご家庭と学校の二つの傘のもとに保護されています。従いまして、とにかくお子様を中心としてご家庭と学校との緊密な連絡が非常に大事だと考えます。

今後、お子様のご家庭での状況などを遠慮なくホーム主任を通してご連絡・ご相談下さるようお願いいたします。

（１）問題行動について

- 1) 高校生として、してはならない問題行動（校則違反・法律条例違反・暴力・いじめ・その他反社会的行動等）を起こさないこと。
- 2) マージャン、パチンコ店、居酒屋、スナック、競輪・競馬場等の不健全な場所、その他高校生として好ましくない場所への出入りを厳禁する。（カラオケボックス・ビリヤード場への出入りは、保護者同伴に限り可とする）
- 3) 問題行動があった場合には「懲戒」を行う。「懲戒」は、内容により「懲戒処分」（退学・停学・訓告等）及び「特別指導」（謹慎・登校反省指導等）、嚴重注意等を行う。
※「懲戒」とは、生徒指導上、生徒の問題行動を反省させて立ち直りを図り、正常な生活を送るために行われるもの。

（２）携帯電話・スマートフォンについて

携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みについては許可する。ただし、朝のＳ・Ｈから帰りのＳ・Ｈまでは学校に預けること。（朝のＳ・Ｈで電源を切って教室の保管庫に預ける。）

※守れない場合は嚴重に指導する。

携帯電話・スマートフォン指導基準

- 初 回…ホーム主任嚴重注意・ホーム主任家庭連絡
- 2 回目…生徒部嚴重注意（補導）・ホーム主任家庭連絡＋反省文２枚
- 3 回目…保護者召喚・生徒部長嚴重注意＋反省文３枚以上（原則単年）

※始業前・放課後の使用については、使用マナーを十分守ること。（歩きスマホやゲームは禁止）

(3) マナーについて

- 1) 気持ちのよい挨拶・言葉遣いに心がけること。
- 2) 公共物は大切に扱い、汚したり破損させたりしないこと。
- 3) 自動販売機の利用は、休み時間のみとする。空き缶・ペットボトル等は、分別をして所定のゴミ箱に捨てること。

(4) 選挙運動・政治的活動について

- 1) 選挙運動・政治的活動については、公職選挙法等、法令に違反することがないように行うこと。
(18歳未満の選挙運動は禁止)
- 2) 教育活動の場(授業・生徒会活動・部活動等)において、選挙運動・政治的活動を行うことは禁止する
- 3) 放課後・休日であっても、学校の構内での選挙運動・政治的活動(他の生徒の学習活動への支障、学校施設の物的管理上の支障、学校の政治的中立性の確保への支障等ある場合)は禁止する。
- 4) 放課後・休日等に学校の構外で行われる選挙運動・政治的活動は、家庭の責任の下、生徒が判断して行うものとする。ただし、学校が必要と判断した際には、合理的な範囲内で制限又は禁止する場合がある。
- 5) 上記規則に違反があった場合は、生徒指導の対象とする。

(5) 頭髪・服装等について

「高知地区高等学校服装・頭髪等に関する指導方針」に準ずる

生徒の頭髪・服装は以下の規定により、すべて端正・清潔であること。

1) 頭髪について

ア) 男子の頭髪について

※ 端正・清潔を心がけ、高校生としてふさわしい髪型とする。

イ) 女子の髪型について

※ 肩にかかる場合には結ぶ。

＜禁止事項＞ 眉より長い、耳にかぶさる、襟にかかるような長髪(男子)、毛ぞめ・脱色・パーマ・付け毛(エクステンション)、奇抜な髪型(極端な刈り上げ等)、必要以上に髪に手を加えること

2) 服装について

ア) 男子の服装について

① 冬服(上衣)

取扱店(入交学服、高知菅公学生服、こじまや、高知用品)で購入した指定の学生服(適マーク入り)に所定のボタン、左襟に校章、右襟に科別章のついたものとする。

② ズボン

取扱店(入交学服、高知菅公学生服、こじまや、高知用品)で購入した指定のズボン(適マーク入り)。

③ 夏服(上衣)

取扱店(入交学服、高知菅公学生服、こじまや、高知用品)で購入した指定のカッターシャツ(校章入り)とする。

④ 冬の防寒着

指定のコートが無い場合、学生服の下に着込むことは可能とする。ただし、パーカーなどが襟からはみ出したり、袖や裾からはみ出すことが無いように着用する。マフラーは、華美でないものとし、校舎内では使用しない。

イ) 女子の服装について

① 冬服

取扱店（入交学服、こじまや、高知用品）で購入した指定の制服（刺繍の校章入り）とし左胸に科別章のついたものとする。ブラウス・スカートは指定の刺繍入りとし、ストッキングは肌色、黒色とする。

② 合服

取扱店（入交学服、こじまや、高知用品）で購入したベスト（校章・適マーク入り）とする。スカート・ブラウスは冬服と同じ。

③ 夏服

取扱店（入交学服、こじまや、高知用品）で購入した指定の夏服シャツ（校章・適マーク入り）とする。スカートは冬服と同じ。

④ 冬の防寒着

オーバーコートは、取扱店（入交学服）で購入したものとする。マフラーは、華美でないものとし、校舎内では使用しない。

⑤ スカート

取扱店（入交学服、こじまや、高知用品）で購入した指定のスカート（裾に刺繍入り）とする。スカート丈は、上限は膝（皿の上端）。下限は膝下5cmとする。

制服の移行期間は設けませんが、季節に応じた制服を着こなすこと。1学期終業式、2学期始業式以外の式典では、学生服・ブレザーを着用すること。

注) 本校の制服取扱店は、入交学服、高知菅公学生服（男子のみ）、こじまや、高知用品となっております。他の店で、本校の制服として販売されている服には変形されたものもあり、本校の制服として認められません。制服を購入される場合は必ず取扱店で購入してください。

ウ) その他

① ソックス …………… 白色、黒色、紺色、灰色とする。

（ルーズソックス・くるぶしソックスは禁止）

② 実習及び体育の服装 …… 男女ともそれぞれ所定のものを着る。

③ 指輪・ピアス等の装飾品は禁止とする。

④ 極端な眉剃り・化粧等は禁止する。

⑤ ブレザーの下に、ベストを着用した上でのカーディガンは認める。なお、色は黒または紺とし、制服からはみ出すことが無いようにする。

⑥ カッターシャツ（男子）・ブラウス（女子）のアンダーウエアは、無地（白・ベージュ）とし、絵・色柄物は禁止する。

3) 通学靴について

黒の革靴又は、白色・黒色・紺色・灰色の運動靴（スニーカー）とする。

※ チェックなどの柄入りは禁止する。

指導規定

※ 上記の服装・頭髪規定に違反した生徒については、注意の上、改善指導を行う。

※ 度重なる違反者、指導に従わない生徒は保護者連絡の上、厳重に注意する。